

2 高 高 第 80 号
2020 年 4 月 24 日

高圧ガス規格委員会
委員各位

高圧ガス保安協会
高圧ガス部

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、高圧ガス規格委員会の活動に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

第 5 期第 6 回高圧ガス規格委員会（2020 年 2 月 12 日開催）において、「KHKS 1800-1 第一種製造者 特定の事業所用 危害予防規程の指針」及び「KHKS 1800-2 第一種製造者 一般の事業所用 危害予防規程の指針」の改正に向けた手続きを進めることについての決議を行い可決されました。

つきましては、下記のとおり、改正案につき書面投票による採決を行うこといたします。

書面投票の実施期間は 2020 年 4 月 24 日から 5 月 9 日までとなりますので、ご投票くださいませよう、よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

記

2020 年度第 1 回書面投票の実施

（「KHKS 1800-1 第一種製造者 特定の事業所用 危害予防規程の指針」及び「KHKS 1800-2 第一種製造者 一般の事業所用 危害予防規程の指針」の改正）

1. 投票対象規格案

KHKS 1800-1 第一種製造者 特定の事業所用 危害予防規程の指針

KHKS 1800-2 第一種製造者 一般の事業所用 危害予防規程の指針

2. 規格概要

高圧ガス保安法第 26 条の規定により、第一種製造者は、経済産業省令で定める事項について記載した危害予防規程を定めなければならない。経済産業省令で定める事項とは、一般則第 63 条、液石則第 61 条、コンビ則第 22 条に定められている事項である（冷凍則は本委員会の対象でないため省略）。

これらの危害予防規程の制定にあたって参考となる事項を示すため、高圧ガス規格委員会所掌の規格として「特定の事業所用」と「一般の事業所用」に分けて、危害予防規程の指針を制定している。

3. 投票期間

2020 年 4 月 24 日から 5 月 9 日まで

4. 投票の成立条件及び可決の条件

投票の成立条件：全委員（18 名）の 4/5 以上の投票（15 名以上の投票）

可決の条件：全委員（18 名）の 2/3 以上の賛成（12 名以上の投票）

以上

本件担当者：
高圧ガス保安協会 高圧ガス部 畑山
TEL：03-3436-6103
FAX：03-3438-4163
E-mail:hpg@khk.or.jp